

佐久市 市有地（浅科福祉センター跡地）活用公募型プロポーザル審査委員会設置要領

（設置）

第1条 佐久市八幡地区にある浅科福祉センターの跡地の売却について、公募型プロポーザルにより売却相手方候補者を決定するため、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審査事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）プロポーザル実施要領の承認に関する事
- （2）事業計画書等の審査及び売却相手方候補者の決定に関する事
- （3）その他必要な事項に関する事

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、非公開をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者とする。

非公開

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から提案の審査終了までとする。

（委員長等）

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

（会議）

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課が行う。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月15日から施行する。